

別表第2

警務課

公安委員会の権限に属する事務			決裁・専決区分				
			決裁	専決			
根拠法令	条項号	事務の内容	公安委員会	本部長	部長	課長等	署長
地方自治法	第180条の2	知事からの事務の委任又は補助執行に関する協議	○				
	第180条の3	知事からの職員の兼務又は事務従事に関する協議	○				
	第180条の4第1項	知事からの組織、職員の定数又は職員の身分取扱いについての勧告に対する措置	○				
	第180条の4第2項	組織、職員の定数又は職員の身分取扱いで公安委員会の規則その他の規程を定め、又は変更しようとする場合における知事との協議	○				
	第252条の17第1項	他の普通地方公共団体の委員会又は委員に対する職員の派遣の要請及び職員の派遣	○				
	第252条の17第2項	派遣する職員の退職手当の負担に係る協議	○				
	第252条の17第3項	職員の派遣の要請若しくは職員の派遣又は派遣する職員の退職手当の負担に係る知事との事前の協議	○				
刑事訴訟法	第189条第1項	司法警察員の指定				○	
	第199条第2項	司法警察員の指定				○	
刑事訴訟規則（昭和23年最高裁判所規則第32号）	第141条の2	逮捕状を請求することができる司法警察員を指定したときの裁判所への通知				○	
警察法	第47条第2項	鹿児島県警察の事務の運営に係る大綱方針の策定	○				
	第50条第1項	警察本部長の任免に関する	○				

		同意					
	第55条第3項	警察本部長以外の警視正以上の階級にある警察官の任免を行う場合の同意及びその他の職員の任免に関する意見	○				
	第58条	都道府県警察の組織に関する定め	○				
	第60条の2	管轄区域の境界周辺における権限行使に関し必要と認められる関係都道府県警察との協議	○				
鹿児島県警察本部、部等設置条例（昭和29年鹿児島県条例第28号）	第10条	警察本部の課の設置及び所掌事務の範囲に関する定め	○				
鹿児島県地方警察職員定数条例（昭和29年鹿児島県条例第30号）	第2条第2項	警察官以外の職員の細分に関する定め	○				
	第3条第1項第4号	他の地方公共団体等に派遣されている職員のうち、定数外とする者の定め	○				
鹿児島県地方警察職員の給与に関する条例（昭和29年鹿児島県条例第33号）	第3条第2項	基準となる職務と複雑、困難及び責任の度が同程度の職務に関する定め	○				
		「基準となる職務と複雑、困難及び責任の度が同程度の職務に関する定め」に関する人事委員会との協議				○	
	第4条第1項	職務の級の基準に関する定め	○				
		「職務の級の基準に関する定め」に関する人事委員会との協議				○	
	第4条第2項	初任給基準に関する定め	○				
		「初任給基準に関する定め」に関する人事委員会との協議				○	
	第6条第1項	給料の調整額に関する定め	○				
		「給料の調整額に関する定め」に関する人事委員会と				○	

	の協議					
第7条第1項	給料の特別調整額に関する定め	○				
	「給料の特別調整額に関する定め」に関する人事委員会との協議				○	
第7条の2第1項	初任給調整手当を支給する職に関する定め	○				
	「初任給調整手当を支給する職に関する定め」に関する人事委員会との協議				○	
第7条の2第3項	初任給調整手当の支給に関する定め	○				
	「初任給調整手当の支給に関する定め」に関する人事委員会との協議				○	
第8条の2第1項	特勤勤務手当の支給される特勤公署に関する定め	○				
	「特勤勤務手当の支給される特勤公署に関する定め」に関する人事委員会との協議				○	
第8条の2第2項	特勤勤務手当の月額に関する定め	○				
	「特勤勤務手当の月額に関する定め」に関する人事委員会との協議				○	
第8条の3第1項	準特勤公署及び特勤勤務手当に準ずる手当に関する定め	○				
	「準特勤公署及び特勤勤務手当に準ずる手当に関する定め」に関する人事委員会との協議				○	
第8条の3第2項	特勤勤務手当に準ずる手当を支給する権衡上必要があると認められる職員に関する定め	○				
	「特勤勤務手当に準ずる手				○	

	当を支給する権衡上必要があると認められる職員に関する定め」に関する人事委員会との協議					
第9条第1項	超過勤務手当に関する定め	○				
	「超過勤務手当に関する定め」に関する人事委員会との協議				○	
第9条第3項	超過勤務手当に関する定め	○				
	「超過勤務手当に関する定め」に関する人事委員会との協議				○	
第9条第4項	超過勤務手当に関する定め	○				
	「超過勤務手当に関する定め」に関する人事委員会との協議				○	
第9条第5項	超過勤務手当に関する定め	○				
	「超過勤務手当に関する定め」に関する人事委員会との協議				○	
第9条の3	休日給に関する定め	○				
	「休日給に関する定め」に関する人事委員会との協議				○	
第9条の4第1項	管理職員特別勤務手当に関する定め	○				
	「管理職員特別勤務手当に関する定め」に関する人事委員会との協議				○	
第9条の4第3項	管理職員特別勤務手当に関する定め	○				
	「管理職員特別勤務手当に関する定め」に関する人事委員会との協議				○	
第9条の4第4項	管理職員特別勤務手当に関する定め	○				
	「管理職員特別勤務手当に関する定め」に関する人事委員会との協議				○	

第15条	給与条例の施行に必要な事項に関する定め	○				
	「給与条例の施行に必要な事項に関する定め」に関する人事委員会との協議				○	
附則第13項	特定日以後、附則第11項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する職員から除く職員に関する定め	○				
	「特定日以後、附則第11項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する職員から除く職員に関する定め」に関する人事委員会との協議				○	
附則第15項	特定日以後、附則第11項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎俸給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する職員から除く職員に関する定め	○				
	「特定日以後、附則第11項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎俸給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する職員から除く職員に関する定め」に関する人事委員会との協議				○	
附則第17項	附則第13項及び第14項の規定に準じて算出した額を給料として支給する権衡上必要があると認められる職員に関する定め	○				
	「附則第13項及び第14項の				○	

		規定に準じて算出した額を給料として支給する権衡上必要があると認められる職員に関する定め」に関する人事委員会との協議					
	附則第18項	附則第13項から第17項までの規定に準じて算出した額を給料として支給する権衡上必要があると認められる職員に関する定め	○				
		「附則第13項から第17項までの規定に準じて算出した額を給料として支給する権衡上必要があると認められる職員に関する定め」に関する人事委員会との協議				○	
	附則第20項	附則第11項の規定による給料月額、附則第13項の規定による給料その他附則第11項から第19項までの規定の施行に関し必要な事項に関する定め	○				
		「附則第11項の規定による給料月額、附則第13項の規定による給料その他附則第11項から第19項までの規定の施行に関し必要な事項に関する定め」に関する人事委員会との協議				○	
地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（令和4年鹿児島県条例第27号）	附則第20条において読み替えて適用する附則第8条	暫定再任用職員に関し必要な事項に関する定め	○				
		「暫定再任用職員に関し必要な事項に関する定め」に関する人事委員会との協議				○	
鹿児島県地方警察職員の特殊勤務手当支給に関する条例（昭和35年鹿児島県条例第47号）	第19条第3項	航空機操縦作業のうち著しく危険を伴う作業に関する定め	○				
		「航空機操縦作業のうち著しく危険を伴う作業に関する定め」に関する人事委員				○	

	会との協議					
第21条第2項	心身に著しい負担を与えると認める死体処理作業に関する定め	○				
	「心身に著しい負担を与えると認める死体処理作業に関する定め」に関する人事委員会との協議				○	
第23条第1項第3号	危険物取扱等作業のうち特殊危険物質の疑いのある物質の処理作業に関する定め	○				
	「危険物取扱等作業のうち特殊危険物質の疑いのある物質の処理作業に関する定め」に関する人事委員会との協議				○	
第23条第1項第5号	危険物取扱等作業に相当する作業に関する定め	○				
	「危険物取扱等作業に相当する作業に関する定め」に関する人事委員会との協議				○	
第23条第2項	危険物取扱等作業手当の額に関する定め	○				
	「危険物取扱等作業手当の額に関する定め」に関する人事委員会との協議				○	
第25条第3項	航空機搭乗作業のうち著しく危険を伴う作業に関する定め	○				
	「航空機搭乗作業のうち著しく危険を伴う作業に関する定め」に関する人事委員会との協議				○	
第28条第1項第1号	心身に著しい負担を与えると認める災害応急作業の定め	○				
	「心身に著しい負担を与えると認める災害応急作業の定め」に関する人事委員会との協議				○	

第28条第1項第2号	心身に著しい負担を与えると認める山岳遭難者の救助若しくは捜索又は山岳遭難救助訓練に関する定め	○				
	「心身に著しい負担を与えると認める山岳遭難者の救助若しくは捜索又は山岳遭難救助訓練に関する定め」に関する人事委員会との協議				○	
第28条第4項	立入禁止区域等及び同区域等以外で行う作業に関する定め	○				
	「立入禁止区域等及び同区域等以外で行う作業に関する定め」に関する人事委員会との協議				○	
第30条第1項	心身に著しい負担を与えると認める海外犯罪情報収集作業に関する定め	○				
	「心身に著しい負担を与えると認める海外犯罪情報収集作業に関する定め」に関する人事委員会との協議				○	
第31条第1項	銃器等犯罪捜査等作業手当を支給する作業に関する定め	○				
	「銃器等犯罪捜査等作業手当を支給する作業に関する定め」に関する人事委員会との協議				○	
第32条	特殊勤務手当の支給に関する定め	○				
	「特殊勤務手当の支給に関する定め」に関する人事委員会との協議				○	
附則第3項	東日本大震災に対処するための災害応急作業等手当を支給する区域に関する定め	○				

	「東日本大震災に対処するための災害応急作業等手当を支給する区域に関する定め」に関する人事委員会との協議				○	
附則第5項	東日本大震災に対処するための災害応急作業等手当を支給する作業のうち心身に著しい負担を与える作業の定め	○				
	「東日本大震災に対処するための災害応急作業等手当を支給する作業のうち心身に著しい負担を与える作業の定め」に関する人事委員会との協議				○	
附則第7項第1号	東日本大震災以外の原子力災害に対処するための災害応急作業等手当を支給する特定原子力事業所に関する定め	○				
	「東日本大震災以外の原子力災害に対処するための災害応急作業等手当を支給する特定原子力事業所に関する定め」に関する人事委員会との協議				○	
附則第7項第2号	東日本大震災以外の原子力災害に対処するための災害応急作業等手当を支給する区域に関する定め	○				
	「東日本大震災以外の原子力災害に対処するための災害応急作業等手当を支給する区域に関する定め」に関する人事委員会との協議				○	
附則第8項	東日本大震災以外の原子力災害に対処するための災害応急作業等手当の日額に関する定め	○				

		「東日本大震災以外の原子力災害に対処するための災害応急作業等手当の日額に関する定め」に関する人事委員会との協議					○	
	附則第9項	東日本大震災以外の原子力災害に対処するための災害応急作業等手当を支給する作業のうち心身に著しい負担を与える作業及び同作業に従事した場合の加算額に関する定め	○					
		「東日本大震災以外の原子力災害に対処するための災害応急作業等手当を支給する作業のうち心身に著しい負担を与える作業及び同作業に従事した場合の加算額に関する定め」に関する人事委員会との協議					○	
	附則第10項	東日本大震災以外の特定大規模災害に対処するための災害応急作業等手当の加算期間及び加算額に関する定め	○					
		「東日本大震災以外の特定大規模災害に対処するための災害応急作業等手当の加算期間及び加算額に関する定め」に関する人事委員会との協議					○	
鹿児島県地方警察職員退職手当支給条例（昭和29年鹿児島県条例第37号）	第3条	退職手当支給条例施行についての必要事項に関する定め	○					
		「退職手当支給条例施行についての必要事項に関する定め」に関する知事との協議					○	
国際的な協力の下に規制薬物に係る不正	第19条第3項	司法警察員の指定					○	

行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（平成 3 年法律第 94 号）							
組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成 11 年法律第 136 号）	第 23 条第 1 項	司法警察員の指定				○	
犯罪捜査のための通信傍受に関する法律（平成 11 年法律第 137 号）	第 4 条	司法警察員の指定				○	

総務課

公安委員会の権限に属する事務			決裁・専決区分				
			決裁	専決			
根拠法令	条項号	事務の内容	公安委員会	本部長	部長	課長等	署長
警察法	第43条の2第1項	警察の事務又は警察職員の非違に関する監察に係る警察に対する指示	○				
	第43条の2第2項	監察の指示をした場合における指名委員による指示の履行状況の点検	○				
	第43条の2第3項	警察職員（第60条第1項の規定により派遣された警察庁の職員を含む。）による指名委員の事務の補助	○				
	第50条第2項	警察本部長の懲戒又は罷免に関する必要な勧告	○				
	第53条の2第3項	警察署協議会委員の委嘱	○		△		
	第55条第4項	警察本部長以外の警視正以上の階級にある警察官及びその他の職員の懲戒又は罷免に関する必要な勧告	○				
	第56条第3項	警察職員の法令違反等の報告の受理	○				
鹿児島県警察署協議会条例（平成13年条例第37号）	第3条	警察署協議会委員の定数の改正	○				
		警察署協議会委員の解職	○				
鹿児島県警察署協議会の委員の委嘱状等の様式に関する規程（平成13年鹿児島県公安委員会規程第4号）	第4条	警察署協議会の委員の辞職承認				○	
犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪	第10条第1項	裁定の申請の受理				○	○
	第11条第1項	給付金の支給の裁定	○				

被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号）	第12条第 1 項	仮給付金の支給の決定		○			
	第13条第 1 項	申請者その他の関係人に対する調査等				○	○
	第13条第 2 項	犯罪捜査の権限のある機関その他の公務所又は公私の団体に対する照会				○	
	第13条第 3 項	申請の却下	○				
	第20条の 2 において読み替えて適用する地方自治法第245条の 4 第 1 項	国家公安委員会からの資料提出の要求の受理	○				
	第20条の 2 において読み替えて適用する地方自治法第245条の 4 第 3 項	国家公安委員会に対する技術的な助言若しくは勧告又は必要な情報の提供の要求	○				
	第20条の 2 において読み替えて適用する地方自治法第245条の 7 第 1 項	国家公安委員会からの是正の指示の受理	○				
	第23条第 1 項	犯罪被害者等早期援助団体の指定	○				
	第23条第 5 項	犯罪被害者等早期援助団体に対する改善措置命令	○				
	第23条第 6 項	犯罪被害者等早期援助団体の指定の取消し	○				
犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則（昭和55年国家公安委員会規則第 6 号）	第19条	犯罪被害者等給付金支給の裁定の申請者に係る損害賠償を受けた場合の届出の受理				○	○
	第20条第 1 項	犯罪被害者等給付金の支給に関する裁定及び申請の却下並びに仮給付金の支給決定の通知				○	
	第20条第 2 項	犯罪被害者等給付金支払請求書及び仮給付金支払請求書の交付				○	

犯罪被害者等早期援助団体に関する規則 (平成14年国家公安委員会規則第1号)	第1条第1項	指定申請書の受理	○				
	第2条	指定の公示				○	
	第3条第1項	名称等の変更届出書の受理			○		
	第3条第2項	事業規程等の変更に係る承認			○		
	第3条第3項	名称等の変更事項等の公示				○	
	第3条第4項	変更後の定款等の受理			○		
	第8条第1項	事業計画書及び収支予算書の受理			○		
	第8条第2項	事業報告書及び収支決算書の受理			○		
	第8条第3項	財政の状況又は事業の運営に関する報告又は資料提出の要求			○		
	第9条	犯罪被害者等早期援助団体の役員、犯罪被害相談員等又は職員の解任の勧告	○				
	第10条第1項	事業の廃止届出書の受理			○		
	第10条第2項	指定取消申請書の受理			○		
	第11条	指定等に関する意見聴取			○		
	第12条	指定の取消しの公示				○	
オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律(平成20年法律第80号)	第6条第1項	裁定の申請の受理				○	
	第7条	給付金支給の裁定	○				
	第8条第1項	申請者その他の関係人に対する調査等				○	
	第8条第2項	犯罪捜査の権限のある機関その他の公務所又は公私の団体に対する照会				○	
	第8条第3項	裁定の申請の却下	○				
	第9条第2項	裁定に必要な資料の受理				○	
	第18条において読み替えて適用する地方自治法第245条の4第1項	国家公安委員会からの資料提出の要求の受理	○				
	第18条において	国家公安委員会に対する技	○				

	読み替えて適用する地方自治法第245条の4第3項	術的な助言若しくは勧告又は必要な情報の提供の要求					
	第18条において読み替えて適用する地方自治法第245条の7第1項	国家公安委員会からの是正の指示の受理	○				
オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律施行規則（平成20年国家公安委員会規則第20号）	第2条第2項ただし書	添付書類の省略の承認				○	
	第3条第1項	オウム真理教犯罪被害者等給付金の支給に関する裁定及び申請の却下の通知				○	
	第3条第2項	オウム真理教犯罪被害者等給付金支払請求書の交付				○	
国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律（平成28年法律第73号）	第9条第1項	裁定の申請の受理				○	
	第10条	援助の要求の受理 申請者に対する援助				○	
	第11条第1項	弔慰金等の裁定	○				
	第12条第2項	裁定に資する情報の受理				○	
	第13条第1項	申請者その他の関係人に対する調査等				○	
	第13条第2項	外務省その他の公務所又は公私の団体に対する照会				○	
	第13条第3項	申請の却下	○				
	第21条において読み替えて適用する地方自治法第245条の4第1項	国家公安委員会からの資料提出の要求の受理	○				
	第21条において読み替えて適用する地方自治法第245条の4第3項	国家公安委員会に対する技術的な助言若しくは勧告又は必要な情報の提供の要求	○				
	第21条において読み替えて適用する地方自治法	国家公安委員会からの是正の指示の受理	○				

	第245条の7第1項						
国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律施行規則（平成28年国家公安委員会規則第23号）	第7条第1項ただし書	添付書類を提出できない理由を記載した書類の受理				○	
	第8条第1項ただし書	添付書類を提出できない理由を記載した書類の受理				○	
	第10条第1項	国外犯罪被害弔慰金の支給に関する裁定及び申請の却下の通知				○	
	第10条第2項	国外犯罪被害弔慰金等支払請求書の交付				○	

会計課

公安委員会の権限に属する事務			決裁・専決区分				
			決裁	専決			
根拠法令	条項号	事務の内容	公安委員会	本部長	部長	課長等	署長
遺失物法（平成18年法律第73号）	第25条第1項	施設占有者に対する拾得物の報告又は資料提出の要求				○	
	第25条第2項	特例施設占有者に対する保管物件の報告、資料提出又は提示の要求				○	
	第26条第1項	施設占有者等に対する指示	○				
	第26条第2項	特例施設占有者等に対する指示	○				
遺失物法施行令（平成19年政令第21号）	第5条第5号	指定特例施設占有者の指定	○				
遺失物法施行規則（平成19年国家公安委員会規則第6号）	第28条第2項	指定特例施設占有者の指定に係る申請の受理				○	
	第28条第4項	指定特例施設占有者の指定の公示				○	
	第29条第1項	指定特例施設占有者の公示事項変更の届出の受理				○	
	第29条第2項	指定特例施設占有者の公示事項変更の公示				○	
	第29条第3項	指定特例施設占有者の書類記載事項変更の届出の受理				○	
	第30条第1項	指定特例施設占有者の指定の取消し	○				
	第30条第2項	指定特例施設占有者の指定取消しの公示				○	
	第3条第1項	指定特例施設占有者の指定の通知				○	
特例施設占有者の指定等に関する規則（平成19年鹿児島県公安委員会規則第26号）	第3条第2項	指定特例施設占有者の不指定の通知				○	
	第5条第2項	指定特例施設占有者の指定取消しの通知				○	

留置管理課

公安委員会の権限に属する事務			決裁・専決区分				
			決裁	本部長	部長	課長等	署長
根拠法令	条項号	事務の内容	公安委員会				
刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号）	第18条	実地監査計画の作成	○				
	第21条第1項	留置施設視察委員会委員の任命	○				
	第22条第1項	留置施設視察委員会に対する情報の提供に係る公安委員会の定め	○				
	第230条第1項	再審査の申請の受理	○				
	第230条第3項において準用する第160条第1項	再審査の申請に関する調査				○	
	第230条第3項において準用する第160条第2項	留置業務管理者に対する報告又は資料の提出の要求及び指名職員による質問、検証等の実施				○	○
	第230条第3項において準用する第161条第1項	再審査の申請に対する裁決	○				
	第230条第3項において準用する行政不服審査法第23条	補正命令及び補正命令書の交付				○	
	第230条第3項において準用する行政不服審査法第25条第2項	申立て又は職権による執行停止	○				
	第230条第3項において準用する行政不服審査法第26条	執行停止の取消し	○				
	第230条第3項	再審査の申請の取下げの受	○				

において準用する行政不服審査法第27条	理					
第230条第3項において準用する行政不服審査法第39条	再審査の併合又は分離	○				
第230条第3項において準用する行政不服審査法第46条第1項	処分についての再審査請求が理由がある場合の当該処分の全部若しくは一部取消し又は変更	○				
第230条第3項において準用する行政不服審査法第46条第2項	処分庁等に対する当該処分をすべき旨の命令	○				
第230条第3項において準用する行政不服審査法第47条	事実行為についての再審査請求が理由がある場合における処分庁に対する当該事実上の行為の全部若しくは一部撤廃、又は変更すべき旨の命令	○				
第230条第3項において準用する行政不服審査法第51条第2項	請求人に対する裁決書の謄本の送付				○	
第230条第3項において準用する行政不服審査法第51条第3項	公示の方法による送達				○	
第230条第3項において準用する行政不服審査法第52条第2項	申請に対する処分	○				
第230条第3項において準用する行政不服審査法第64条第1項	法定の期間経過後にされたものである場合その他不適法である場合における再審査請求の却下	○				
第230条第3項において準用する行政不服審査	再審査請求が理由がない場合における棄却	○				

法第64条第2項						
第230条第3項 において準用する 行政不服審査 法第64条第3項	再審査請求に係る原裁決が違法又は不当である場合において、当該審査請求に係る処分が違法又は不当のいずれでもない場合における棄却	○				
第232条第1項	事実の申告の受理	○				
第232条第3項 において準用する 第160条第1項	事実の申告に関する調査				○	
第232条第3項 において準用する 第160条第2項	留置業務管理者に対する報告又は資料の提出の要求及び指名職員による質問、検証等の実施				○	○
第232条第3項 において準用する 第164条第1項	事実の申告に対する事実の有無の確認及び結果の通知	○				
第232条第3項 において準用する 第164条第2項	事実の申告が不適法であるときの通知	○				
第232条第3項 において準用する 第164条第4項	事実の申告についての確認後の再発防止のための必要な措置	○				
第232条第3項 において準用する 行政不服審査 法第23条	補正命令及び補正命令書の交付				○	
第232条第3項 において準用する 行政不服審査 法第27条	事実の申告の取下げの受理	○				
第232条第3項 において準用する 行政不服審査 法第39条	事実の申告の併合又は分離	○				

	第232条第3項 において準用す る行政不服審査 法第50条第1項	裁決書の作成	○				
鹿児島県留置施設視 察委員会条例（平成 19年鹿児島県条例第 28号）	第2条第4項	留置施設視察委員会委員の 解任	○				